

令和7年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

産 業 名	適用使用者数	適用労働者数 (人)
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	15 (12)	2,534 (2,530)
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	106 (120)	2,825 (3,517)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業	70 (67)	8,152 (8,042)
自動車・同附属品製造業	27 (27)	1,954 (1,909)
百貨店, 総合スーパー	20 (20)	2,800 (2,550)
自動車(新車)小売業	200 (250)	2,109 (2,233)
産 業 計	438 (496)	20,374 (20,781)

資料出所：総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査」

(注)

- 1 令和7年度において効力を有する特定最低賃金(産業別)の適用使用者数及び適用労働者数です。
- 2 適用使用者数は、原則、上記調査の事業所数から新設・廃止した事業所、産業分類の変更した事業所数を加減した数字です。
- 3 適用労働者数は、上記調査の労働者数から事業所の増減に伴う加減を行い、さらに「令和6年度最低賃金に関する基礎調査」から推計した「年齢、業務等による適用除外労働者数」を減じた数字です。
- 4 百貨店, 総合スーパーは、全数調査により算出した数字です。
- 5 ()内については、令和6年度の数字です。